

事業者の皆様へ

【山形市事業者応援金】

のお知らせ

趣 旨

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、国はひと月の売上が前年同月と比較して50%以上減少した事業者に持続化給付金を支給しています。

一方、売上が50%以上減少していない事業者であっても、経済活動が回復するまでは、当面の間、厳しい経営を強いられる状況です。

このため、山形市は独自の支援策として「山形市事業者応援金」を新設し、国の持続化給付金の対象とならない皆さまの事業継続を応援します。

給付金額

1事業者あたり20万円

事業所数や店舗数にかかわらず1事業者あたり20万円とします。

対 象 者

中面の①～③のすべてに該当する事業者・個人事業主の方が対象となります。

申請方法・期間

郵送により受付します。（新型コロナウイルス感染症の感染を防止するため）

送 付 先	〒990-0042 山形市七日町3-1-9 山形商工会議所内 5階特別室 山形市事業者応援金事務局 宛
-------	---

令和2年7月13日(月)から9月30日(水)(必着)まで

問合わせ先

山形市事業者応援金コールセンター

Tel.0120-065-321 受付時間：午前9時から午後5時まで（全日）

※対象者・必要書類等、詳しくは中・裏面をご覧ください。

対象者

以下の①～③のすべてに該当する事業者・個人事業主の方が対象となります。

①山形市内に事業所を有する中小企業及び個人事業主 又は、市外に事業所を有し山形市内に住所を有する個人事業主

例

法人の方の場合

- 本社(本店)が山形市にあり、事業所(事務所・店舗)も山形市にある場合
☞本社・事業所が山形市内に所在しているため対象となります。
- 本社(本店)が山形市にあり、事業所(事務所・店舗)が市外にもある場合
☞本社が山形市内に所在しているため対象となります。
- 本社(本店)は市外にあり、事業所(事務所・店舗)が山形市にある場合
☞事業所が山形市内に所在しているため対象となります。
ただし、山形市内に事業所が所在していることが確認できる書類を提出していただきます。
- 本社(本店)が市外にあり、事業所(事務所・店舗)も市外にある場合
☞本社・事業所が市外に所在しているため対象とはなりません。

個人事業主の方の場合

- 事業所(事務所・店舗)が山形市にあり、事業主の方の住所も山形市の場合
☞事業所の所在、事業主の方の住所が山形市内のため対象となります。
- 事業所(事務所・店舗)は山形市にあり、事業主の方の住所が市外の場合
☞事業所の所在が山形市内のため対象となります。
ただし、事業所が山形市内に所在していることが確認できる書類を提出していただきます。
- 事業所(事務所・店舗)が市外にあり、事業主の方の住所は山形市の場合
☞事業主の方が山形市内に居住しているため対象となります。
- 事業所(事務所・店舗)が市外にあり、事業主の方の住所も市外の場合
☞事業所の所在、事業主の方の住所が市外のため対象とはなりません。

②令和2年(2020年)3月から5月までの間で、いずれかひと月の売上が、前年同月と比較して20%以上50%未満の範囲で減少している方

例

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
2019年	20万	30万	50万	50万	50万	50万	70万	70万
2020年	20万	30万	40万	35万	35万	30万	60万	60万
減少率	0%	0%	20%	30%	30%	40%	14%	14%



☑対象である3月、4月、5月のすべての月が、20%~50%未満減少しているため対象となります。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
2019年	20万	30万	50万	50万	50万	50万	70万	70万
2020年	20万	30万	45万	45万	35万	45万	60万	60万
減少率	0%	0%	10%	10%	30%	10%	14%	14%



☑対象である5月が20%~50%未満減少しているため対象となります。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
2019年	20万	30万	50万	50万	50万	50万	70万	70万
2020年	20万	27万	40万	35万	35万	20万	60万	60万
減少率	0%	10%	20%	30%	30%	60%	14%	14%



☒対象である3月、4月、5月のすべての月で20%~50%未満減少していますが、6月が50%以上減少し国の持続化給付金に該当するため、事業者応援金は対象とはなりません。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
2019年	20万	30万	50万	50万	50万	50万	70万	70万
2020年	20万	30万	45万	45万	45万	42万	60万	63万
減少率	0%	0%	10%	10%	10%	16%	14%	10%



☒対象である3月、4月、5月のすべての月が20%未満の減少のため対象とはなりません。

③国の持続化給付金を受給していない方、又は今後受給する予定がない方

国の持続化給付金に該当しない事業者の皆さまを支援する制度ですので、既に受給した方や今後受給する予定の方は対象とはなりません。

※なお、上記全てに該当する方でも、不給付対象者と判断をする場合がありますので、ご了承願います。

申請書類

- ① 申請書（様式第1号）
- ② 売上確認票（様式第2号）
- ③ 宣誓書（様式第3号）

※山形市公式ホームページから申請書類をダウンロードの上、記入してください。

※ダウンロードが難しい場合は、問い合わせ先にご連絡ください。

添付書類

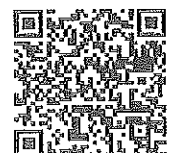
以下の添付書類を添えて申請してください。

法人の方	① 2019年1月から8月までの月が含まれる事業年度の確定申告書別表1及び法人事業概況説明書（月別売上が分かる書類含む）の写し ※事業年度によっては最新を含む2ヵ年分の確定申告書等必要の可能性あり （例：6～5月事業年度の事業所は2019年6・7・8月の売上が分かる確定申告書及び法人概況説明書必要）
	② 2020年1月から申請日の前月までの月間事業収入を証明する書類 （*売上台帳の写し等） ③ 振込口座が確認できる通帳の写し ----- 【市外に本社・本店があり、市内に自己所有の事業所を有する方】
個人事業主の方	④ 不動産登記事項証明書又は固定資産課税台帳記載事項証明書等 【市外に本社・本店があり、市内で事業所を賃借している方】
	⑤ 賃貸借契約書の写し
個人事業主の方	① 2019年分の確定申告書第1表の写し
	② 2019年1月から8月までの月間事業収入を証明する書類 （所得税青色申告決算書、*売上台帳の写し等）
個人事業主の方	③ 2020年1月から申請日の前月までの月間事業収入を証明する書類 （*売上台帳の写し等）
	④ 振込口座が確認できる通帳の写し ----- 【市内に自己所有の事業所を有する市外在住の方】
個人事業主の方	⑤ 不動産登記事項証明書又は固定資産課税台帳記載事項証明書等 【市内で事業所を賃借している市外在住の方】
	⑥ 賃貸借契約書の写し

*売上台帳については様式の指定はありませんので、経理ソフト等から出力したものやエクセルデータ、手書きのものでも構いません。タイトルに「2019年〇月、又は2020年〇月売上台帳」、記載の最後に「合計 〇〇円」と記載してください。（レシート、請求書等ではなく売上台帳を提出してください。）

※上記以外に、給付決定に必要な書類を追加で求める場合があります。

山形市公式HP QRコード



この情報は、山形市公式ホームページの「新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ<新型コロナウイルス感染症に係る支援策>」にも掲載しています。